機械設備編　修正箇所

記載箇所	R8　土木工事標準積算基準書	R8　千葉市
機械設備編 IX-1-2 「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の」 を削除	② 適用範囲 この積算基準は，各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業，道路事業等における水門設備，ゴム引布製起伏ゲート設備，揚排水ポンプ設備，ダム施工機械設備，トンネル換気設備，トンネル非常用施設，消融雪設備，道路排水設備，共同溝付帯設備，駐車場設備，車両重量計設備，車両計測設備，道路用昇降設備，ダム管理設備，遠方監視操作制御設備，河川浄化設備，鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。 IX－1－2	② 適用範囲 この積算基準は，治水事業，道路事業等における水門設備，ゴム引布製起伏ゲート設備，揚排水ポンプ設備，ダム施工機械設備，トンネル換気設備，トンネル非常用施設，消融雪設備，道路排水設備，共同溝付帯設備，駐車場設備，車両重量計設備，車両計測設備，道路用昇降設備，ダム管理設備，遠方監視操作制御設備，河川浄化設備，鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。 IX－1－2

機械設備編　修正箇所

記載箇所	R8　土木工事標準積算基準書	R8　千葉市
機械設備編 IX-1-12 「大臣官房参事官（イノベーション）が別」 ↓ 「設計単価編　労務単価」 に修正	⑤　請負工事費の積算 1　製　作　原　価 工場製作に係る各費目の積算は，次のとおりとする。 1－1　直接製作費 （1）　材料費 1）　直接材料費 （イ）　直接材料費の積算は，（所要量）×（単価）とする。 （ロ）　所要量の算定は積上げによるものとする。ただし，鋼材，ボルト，ナット，リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 なお，積上げによる鋼材等の所要量は，製品質量とし，原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴，リベット穴，スカラップ，ウインチドラムのロープ溝，ネジ溝等は，グロス質量の積上げとする。 （ハ）　単価は，次のとおりとする。 a　鋼材の単価は，「(ベース価格＋エキストラ料）×（1＋材料割増率）－（スクラップ単価×材料割増率×0.7)」により算定するものとする。 b　エキストラ料は，規格エキストラ，寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。 c　材料割増率は，表－1・1によるものとする。 d　スクラップ単価は原則として，表－1・2「スクラップの該当品目」の区分による単価を適用する。 e　鋳造品のベース価格は，鋳放し単価を採用するものとする。なお，木型費は汎用なものについては鋳放し単価に含めるが，特殊なものについては，「直接経費」として別途計上するものとする。 f　鍛鋼品は，打放し（鋳造後）の単価を採用するものとする。 2）　補助材料費 （イ）　補助材料費の積算は，（補助材料費対象額）×（補助材料費率）とする。 （ロ）　補助材料費率は，各章で定めた率による。 （補助材料の内訳） 接着材料，溶接材，ハンダ，酸素，アセチレンガス，油脂類（潤滑油，作動油を除く），補修材，くぎ等である。ただし，鋳造に必要なコークス，石灰石，重油等は含まない。 （2）　機器単体費 1）　機器単体費の積算は，（所要量）×（単価）とする。 2）　所要量の算定は積上げによるものとする。 （3）　労務費 1）　労務費の積算は，（工数）×（賃金）とする。 2）　工数は，各章で定めた値によるものとする。 3）　機械設備製作工の 1 日当りの標準賃金は，大臣官房参事官(イノベーション)が別に定めるものとする。 （4）　塗装費 1）　塗装費の積算は，（塗装面積）×（1 ㎡当りの単価）とする。 ただし，実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。 2）　塗装面積の算定は，積上げによるものとする。 ただし，実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。 3）　溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は，塗装費として計上する。 IX－1－12	⑤　請負工事費の積算 1　製　作　原　価 工場製作に係る各費目の積算は，次のとおりとする。 1－1　直接製作費 （1）　材料費 1）　直接材料費 （イ）　直接材料費の積算は，（所要量）×（単価）とする。 （ロ）　所要量の算定は積上げによるものとする。ただし，鋼材，ボルト，ナット，リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 なお，積上げによる鋼材等の所要量は，製品質量とし，原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴，リベット穴，スカラップ，ウインチドラムのロープ溝，ネジ溝等は，グロス質量の積上げとする。 （ハ）　単価は，次のとおりとする。 a　鋼材の単価は，「(ベース価格＋エキストラ料）×（1＋材料割増率）－（スクラップ単価×材料割増率×0.7)」により算定するものとする。 b　エキストラ料は，規格エキストラ，寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。 c　材料割増率は，表－1・1によるものとする。 d　スクラップ単価は原則として，表－1・2「スクラップの該当品目」の区分による単価を適用する。 e　鋳造品のベース価格は，鋳放し単価を採用するものとする。なお，木型費は汎用なものについては鋳放し単価に含めるが，特殊なものについては，「直接経費」として別途計上するものとする。 f　鍛鋼品は，打放し（鋳造後）の単価を採用するものとする。 2）　補助材料費 （イ）　補助材料費の積算は，（補助材料費対象額）×（補助材料費率）とする。 （ロ）　補助材料費率は，各章で定めた率による。 （補助材料の内訳） 接着材料，溶接材，ハンダ，酸素，アセチレンガス，油脂類（潤滑油，作動油を除く），補修材，くぎ等である。ただし，鋳造に必要なコークス，石灰石，重油等は含まない。 （2）　機器単体費 1）　機器単体費の積算は，（所要量）×（単価）とする。 2）　所要量の算定は積上げによるものとする。 （3）　労務費 1）　労務費の積算は，（工数）×（賃金）とする。 2）　工数は，各章で定めた値によるものとする。 3）　機械設備製作工の 1 日当りの標準賃金は，「設計単価編　労務単価」に定めるものとする。 （4）　塗装費 1）　塗装費の積算は，（塗装面積）×（1 ㎡当りの単価）とする。 ただし，実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。 2）　塗装面積の算定は，積上げによるものとする。 ただし，実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。 3）　溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は，塗装費として計上する。 IX－1－12

機械設備編　修正箇所

記載箇所	R8　土木工事標準積算基準書	R8　千葉市
機械設備編 IX-1-13 「大臣官房参事官（イノベーション）が別」 ↓ 「設計単価編　労務単価」 に修正 「公共工事設計労務単価」 ↓ 「設計単価編　労務単価」 に修正	（5）　直接経費 1）　個々の費目別に見積書，実績価格等の資料により決定するものとする。 1－2　間接製作費 （1）　間接労務費 1）　間接労務費の積算は，（間接労務費対象額）×（間接労務費率）とする。 2）　間接労務費対象額は，直接製作費中の労務費とする。 3）　間接労務費率は，表－1・3によるものとする。 4）　複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は，原則として工種区分毎の率を適用するものとする。 （2）　工場管理費 1）　工場管理費の積算は，（工場管理費対象額）×（工場管理費率）とする。 2）　工場管理費対象額は，「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。 3）　純製作費は，「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。 4）　工場管理費率は，表－1・4によるものとする。 5）　複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は，原則として工種区分毎の率を適用するものとする。 **2　据付工事原価** 据付けに係る各費目の積算は，次のとおりとする。 2－1　直接工事費 （1）　輸送費 1）　輸送費の積算は，表－1・5による。なお，これにより難い場合は別途積み上げる。 2）　輸送費算定時の出発地は，当該工事における入札参加業者等のうち，輸送距離が最も近い製作所在地とする。 3）　継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は，前回契約又は元契約と同一とする。 （2）　材料費 1）　直接材料費 （イ）　直接材料費の積算は，（所要量）×（単価）とする。 （ロ）　所要量の算定は積上げによるものとする。ただし，ボルト，ナット，リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 （直接材料の内訳） 据付用鋼材，電線，電線管，鋼管，鋼管等 2）　補助材料費 （イ）　補助材料費の積算は，（補助材料費対象額）×（補助材料費率）とする。 （ロ）　補助材料費率は，各章で定めた率による。 （補助材料の内訳） 接着材料，溶接材，ハンダ，酸素，アセチレンガス，くぎ等 （3）　労務費 1）　労務費の積算は，（工数）×（賃金）とする。 2）　工数は各章で定めた値によるものとする。 3）　機械設備据付工の１日当りの標準賃金は，大臣官房参事官（イノベーション）が別に定めるものとする。 4）　機械設備据付工以外の労務費は，「公共工事設計労務単価」による。 5）　各賃金は，次の各項の補正を行うものとする。 IX－1－13	（5）　直接経費 1）　個々の費目別に見積書，実績価格等の資料により決定するものとする。 1－2　間接製作費 （1）　間接労務費 1）　間接労務費の積算は，（間接労務費対象額）×（間接労務費率）とする。 2）　間接労務費対象額は，直接製作費中の労務費とする。 3）　間接労務費率は，表－1・3によるものとする。 4）　複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は，原則として工種区分毎の率を適用するものとする。 （2）　工場管理費 1）　工場管理費の積算は，（工場管理費対象額）×（工場管理費率）とする。 2）　工場管理費対象額は，「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。 3）　純製作費は，「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。 4）　工場管理費率は，表－1・4によるものとする。 5）　複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は，原則として工種区分毎の率を適用するものとする。 **2　据付工事原価** 据付けに係る各費目の積算は，次のとおりとする。 2－1　直接工事費 （1）　輸送費 1）　輸送費の積算は，表－1・5による。なお，これにより難い場合は別途積み上げる。 2）　輸送費算定時の出発地は，当該工事における入札参加業者等のうち，輸送距離が最も近い製作所在地とする。 3）　継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は，前回契約又は元契約と同一とする。 （2）　材料費 1）　直接材料費 （イ）　直接材料費の積算は，（所要量）×（単価）とする。 （ロ）　所要量の算定は積上げによるものとする。ただし，ボルト，ナット，リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 （直接材料の内訳） 据付用鋼材，電線，電線管，鋼管，鋼管等 2）　補助材料費 （イ）　補助材料費の積算は，（補助材料費対象額）×（補助材料費率）とする。 （ロ）　補助材料費率は，各章で定めた率による。 （補助材料の内訳） 接着材料，溶接材，ハンダ，酸素，アセチレンガス，くぎ等 （3）　労務費 1）　労務費の積算は，（工数）×（賃金）とする。 2）　工数は各章で定めた値によるものとする。 3）　機械設備据付工の１日当りの標準賃金は，「設計単価編　労務単価」に定めるものとする。 4）　機械設備据付工以外の労務費は，「設計単価編　労務単価」による。 5）　各賃金は，次の各項の補正を行うものとする。 IX－1－13

機械設備編　修正箇所

記載箇所	R8　土木工事標準積算基準書	R8　千葉市
機械設備編 IX-1-38 ６　材料費等の価格等の取り扱い （２）材料費等 「なお、設計単価は、「設計単価編」記載の設計単価（材料単価）の取扱要領によるものとする。と記載変更 以下、文言削除	なお，設計単価は，各地方整備局（以下「局」という。）設定単価（局統一単価，県別単価，地区単価をいう。），局特別調査単価（定期調査），局特別調査単価（臨時調査），物価資料（「建設物価」，「積算資料」をいう。）掲載価格又は見積りをもとに，原則として下記により決定するものとし，実勢の価格を反映するものとする。 標準歩掛のない労務工数については，材料費と同様に局特別調査単価（臨時調査），見積りをもとに決定するものとする。 また，工事の規模，工種，施工箇所及び施工条件から下記により難い場合は，事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。 1）　局設定単価による場合 a.　局設定単価は，毎月，本局担当課において決定し，新土木積算システムに登録する単価である。 2）　物価資料による場合 a.　1)の方法により難い場合は，単価の決定は，物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。ただし，一方の資料にしか掲載のないものについては，その価格とする。 なお，適用時期は毎月とする。 b.　公表価格として掲載されている資材価格は，メーカ等が一般に公表している販売希望価格であり，実勢価格と異なるため，積算に用いる単価としない。 ただし，公表価格で，割引率（額）の表示がある資材は，その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。 3）　局特別調査単価（定期調査）による場合 a.　1)及び2)により難い場合は，単価の決定は局特別調査単価（定期調査）によるものとする。 局特別調査単価（定期調査）は，年２回（４月，10 月），本局担当課において決定し，通知する単価である。 （局特別調査単価（定期調査）とは，本局担当課において，各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し，複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。） 4）　1)，2)及び3)の方法により難い場合 a.　1)，2)及び 3)の方法により難い場合は，局特別調査単価（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものである。 なお，局特別調査単価（臨時調査）は，各事務所において資材価格調査が必要な資材（1 事務所のみにおいて必要なときも含む）について行うものとする。 b.　なお，1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が 100 万円未満の場合，かつ 1 資材の材料単価が 10 万円未満の場合は，見積りによって決定することも可能とする。 また，見積りを採用する場合の手順は，次によるものとする。 （イ）　調達価格（材料単価×使用数量）が，100 万円未満であるか 100 万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを３社に依頼し，見積り（100 万円未満，かつ 1 資材の材料単価が 10 万円未満）又は特別調査単価（100 万円以上，又は 1 資材の材料単価が 10 万円以上）によるかの判断を行うものとする。 なお，同一工事の 1 資材に複数の規格がある場合については，その合計額で上記判断を行うものとする。 また，他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば，参考見積は不要とする。 （ロ）　見積りを徴収する場合は，形状寸法，品質，規格，数量及び納入場所，見積り有効期限等の条件を必ず提示し，事務所長から見積依頼を行う。 なお，見積価格は，実勢取引価格であることを確認する。 （ハ）　正式見積りは，原則として３社以上から徴収する。 IX－1－38	なお，設計単価は，「設計単価編」記載の設計単価（材料単価）の取扱要領によるものとする。 IX－1－38

機械設備編　修正箇所

記載箇所	R8　土木工事標準積算基準書	R8　千葉市
機械設備編 IX-1-43 (3)「単価協議」 の削除 削除に伴い、 (4)→(3)に 修正	（3）　単価協議 総価契約単価合意方式による場合は，単価協議を行うものとする。 なお，同じ細別が，異なる施工箇所にある場合，妥当性を確認したうえで，施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。 また，共通仮設費（積上げ分），共通仮設費（率計上），現場管理費については，施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。 （4）　設計変更について 1）　「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して，変更作業を行う。 2）　新規工種の追加は，施工箇所毎に判断する。 3）　設計変更において，新たに施工箇所を追加することができる。その場合は，直接工事費，共通仮設費，現場管理費，据付間接費を官積算額（変更指示時点単価）により積算するものとする。 4）　設計技術費及び一般管理費等については，通常の積算と同様とする。 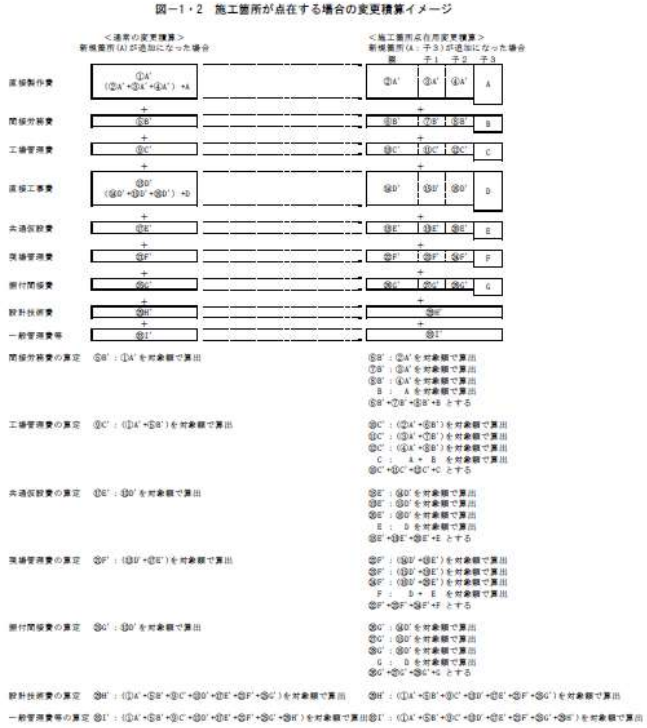 IX－1－43	（3）　設計変更について 1）　「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して，変更作業を行う。 2）　新規工種の追加は，施工箇所毎に判断する。 3）　設計変更において，新たに施工箇所を追加することができる。その場合は，直接工事費，共通仮設費，現場管理費，据付間接費を官積算額（変更指示時点単価）により積算するものとする。 4）　設計技術費及び一般管理費等については，通常の積算と同様とする。 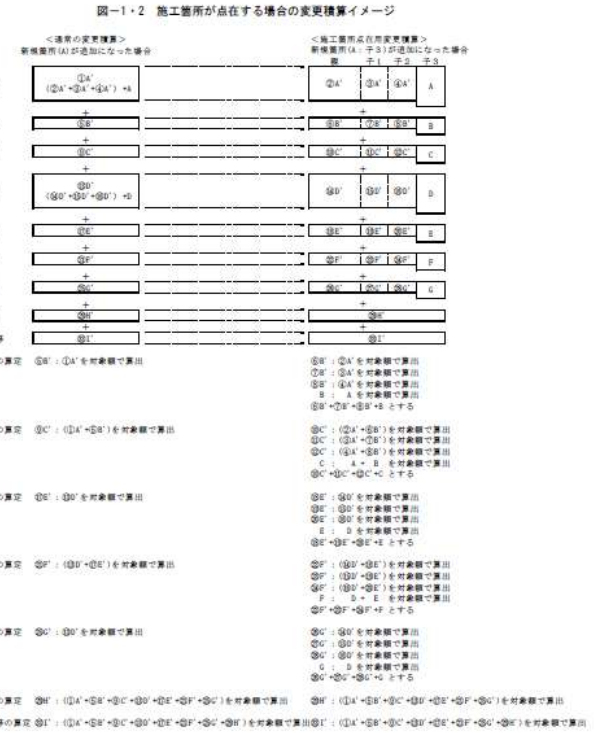 IX－1－43

機械設備編　修正箇所

記載箇所	R8　土木工事標準積算基準書	R8　千葉市
機械設備編 IX-20-1 「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の」 を削除	第 20 章　機械設備点検・整備業務 ① 一般共通 1 適用範囲 この基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。 ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析*を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。（※オイル等の簡易的な分析等） また、上記設備の点検と同時に行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取替は、「第Ⅸ編　機械設備」の第 1 章～19 章によるものとする。 なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。 Ⅸ－20－1	第 20 章　機械設備点検・整備業務 ① 一般共通 1 適用範囲 この基準は、治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。 ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析*を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。（※オイル等の簡易的な分析等） また、上記設備の点検と同時に行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取替は、「第Ⅸ編　機械設備」の第 1 章～19 章によるものとする。 なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。 Ⅸ－20－1

機械設備編　修正箇所

<table>
<tr><th>記載箇所</th><th>R8　土木工事標準積算基準書</th><th>R8　千葉市</th></tr>
<tr>
<td>機械設備編

IX-20-6
「大臣官房参事官（イノベーション）が別」
↓
「設計単価編　労務単価」
に修正

「各地方整備局統一単価」
↓
「設計単価編　労務単価」
に修正</td>
<td>

表－20・2　直接経費率　(%)

機械設備名			直接経費率
河川用水門設備	河川用水門・堰設備	鋼製ゲート	8
		ゴム引布製起伏ゲート	8
	樋門樋管ゲート		10
ダム用水門設備			8
揚排水ポンプ設備			7
トンネル換気設備	送（排）風機		15
	ジェットファン		15
非常用施設			14
道路排水設備			10
消雪設備	井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備		4
	散水配管		23

（3）　直接労務費

1）　直接労務費の積算は，（工数）×（賃金）とする。

2）　工数は機械設備毎の各章によるものとする。

3）　点検整備工の賃金は，大臣官房参事官（イノベーション）が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。

普通作業員の賃金は，各地方整備局統一単価を適用する。

4）　各賃金は，次の各項の補正を行うものとする。

（イ）　積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域）における冬季屋外作業の場合は，必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。

（4）　塗装費

1）　塗装の積算は，（塗装面積）×（1m²当りの単価）とする。

2）　塗装面積の算定は，積上げによるものとする。ただし，実績等により塗装面積の明らかなものはそれによってもよいものとする。

3）　塗装面積1m²当りの単価は，積上げ又は見積価格，実績価格等の資料により決定するものとする。

（5）　共通仮設費

1）　共通仮設費の積算は，率計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。

2）　率計算による積算は，次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。

対　象　額　　＝ 直接点検・整備費＋（無償貸付機械等評価額＋支給品費）

共通仮設費（率分）　＝ 対象額×共通仮設費率

ただし，共通仮設費率は，表－20・3によるものとする。

直接点検・整備費とは，「材料費」，「直接経費」，「直接労務費」，「塗装費」とし，無償貸付機械等評価額及び支給品費は，「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。

3）　複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設費率は，設備毎の共通仮設費率を採用し，設備毎の共通仮設費（率分）を単純合算するものとする。

IX－20－6

</td>
<td>

表－20・2　直接経費率　(%)

機械設備名			直接経費率
河川用水門設備	河川用水門・堰設備	鋼製ゲート	8
		ゴム引布製起伏ゲート	8
	樋門樋管ゲート		10
ダム用水門設備			8
揚排水ポンプ設備			7
トンネル換気設備	送（排）風機		15
	ジェットファン		15
非常用施設			14
道路排水設備			10
消雪設備	井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備		4
	散水配管		23

（3）　直接労務費

1）　直接労務費の積算は，（工数）×（賃金）とする。

2）　工数は機械設備毎の各章によるものとする。

3）　点検整備工の賃金は，「設計単価編　労務単価」に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。

普通作業員の賃金は，「設計単価編　労務単価」を適用する。

4）　各賃金は，次の各項の補正を行うものとする。

（イ）　積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域）における冬季屋外作業の場合は，必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。

（4）　塗装費

1）　塗装の積算は，（塗装面積）×（1m²当りの単価）とする。

2）　塗装面積の算定は，積上げによるものとする。ただし，実績等により塗装面積の明らかなものはそれによってもよいものとする。

3）　塗装面積1m²当りの単価は，積上げ又は見積価格，実績価格等の資料により決定するものとする。

（5）　共通仮設費

1）　共通仮設費の積算は，率計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。

2）　率計算による積算は，次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。

対　象　額　　＝ 直接点検・整備費＋（無償貸付機械等評価額＋支給品費）

共通仮設費（率分）　＝ 対象額×共通仮設費率

ただし，共通仮設費率は，表－20・3によるものとする。

直接点検・整備費とは，「材料費」，「直接経費」，「直接労務費」，「塗装費」とし，無償貸付機械等評価額及び支給品費は，「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。

3）　複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設費率は，設備毎の共通仮設費率を採用し，設備毎の共通仮設費（率分）を単純合算するものとする。

IX－20－6

</td>
</tr>
</table>

機械設備編　修正箇所

記載箇所	R8　土木工事標準積算基準書	R8　千葉市
機械設備編 IX-20-7 「公共工事設計労務単価」 ↓ 「設計単価編　労務単価」 に修正	表－20・3　共通仮設費率　（%） <table><tr><th colspan="3">機械設備名</th><th>共通仮設費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河川用水門設備</td><td rowspan="2">河川用水門・堰設備</td><td>鋼製ゲート</td><td>19</td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>19</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td><td>20</td></tr><tr><td colspan="3">ダム用水門設備</td><td>23</td></tr><tr><td colspan="3">揚排水ポンプ設備</td><td>21</td></tr><tr><td rowspan="2">トンネル換気設備</td><td colspan="2">送（排）風機</td><td>16</td></tr><tr><td colspan="2">ジェットファン</td><td>39</td></tr><tr><td colspan="3">非常用施設</td><td>27</td></tr><tr><td colspan="3">道路排水設備</td><td>35</td></tr></table> 4）　運搬費 運搬費については共通仮設費率に含まれていないので，必要に応じて積上げ等により積算するものとする。 5）　派遣費 （イ）　派遣費については共通仮設費率に含まれていないので，点検整備工の旅行日における旅費，宿泊手当，宿泊費，賃金，点検整備間接費を積上げるものとする。 （ロ）　賃金は，「3－1（3）直接労務費」によるものとする。 （ハ）　点検整備間接費は，（賃金）×（点検整備間接費率）とし，点検整備間接費率は，表－20・5のとおりとする。 6）　宿泊費 宿泊費については，共通仮設費率に含まれていないので，現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は，地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年 5 月 1 日大蔵省令第 45 号）（以下，旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。宿泊費基準額は、旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し，公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は，現地採用とし，計上しないものとする。 なお，宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。 7）　宿泊手当 宿泊手当については、共通仮設費率に含まれないので、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。） 8）　安全費 （イ）　共通仮設費率に含まれる安全費は，次のとおりとする。 a　現場内全般の安全管理上の監視，あるいは連絡等に要する費用。 b　保安帽，命綱，救命胴衣，耳栓等の安全用品の費用。 c　安全委員会等に要する費用。 d　交通規制を伴わない標示板，標識，保安燈，防護柵，バリケード，照明等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用及び使用期間中の損料。 IX－20－7	表－20・3　共通仮設費率　（%） <table><tr><th colspan="3">機械設備名</th><th>共通仮設費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河川用水門設備</td><td rowspan="2">河川用水門・堰設備</td><td>鋼製ゲート</td><td>19</td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>19</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td><td>20</td></tr><tr><td colspan="3">ダム用水門設備</td><td>23</td></tr><tr><td colspan="3">揚排水ポンプ設備</td><td>21</td></tr><tr><td rowspan="2">トンネル換気設備</td><td colspan="2">送（排）風機</td><td>16</td></tr><tr><td colspan="2">ジェットファン</td><td>39</td></tr><tr><td colspan="3">非常用施設</td><td>27</td></tr><tr><td colspan="3">道路排水設備</td><td>35</td></tr></table> 4）　運搬費 運搬費については共通仮設費率に含まれていないので，必要に応じて積上げ等により積算するものとする。 5）　派遣費 （イ）　派遣費については共通仮設費率に含まれていないので，点検整備工の旅行日における旅費，宿泊手当，宿泊費，賃金，点検整備間接費を積上げるものとする。 （ロ）　賃金は，「3－1（3）直接労務費」によるものとする。 （ハ）　点検整備間接費は，（賃金）×（点検整備間接費率）とし，点検整備間接費率は，表－20・5のとおりとする。 6）　宿泊費 宿泊費については，共通仮設費率に含まれていないので，現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は，地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年 5 月 1 日大蔵省令第 45 号）（以下，旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。宿泊費基準額は、旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し，「設計単価編　労務単価」を適用する普通作業員等は，現地採用とし，計上しないものとする。 なお，宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。 7）　宿泊手当 宿泊手当については、共通仮設費率に含まれないので、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。） 8）　安全費 （イ）　共通仮設費率に含まれる安全費は，次のとおりとする。 a　現場内全般の安全管理上の監視，あるいは連絡等に要する費用。 b　保安帽，命綱，救命胴衣，耳栓等の安全用品の費用。 c　安全委員会等に要する費用。 d　交通規制を伴わない標示板，標識，保安燈，防護柵，バリケード，照明等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用及び使用期間中の損料。 IX－20－7

機械設備編　修正箇所

記載箇所	R8　土木工事標準積算基準書	R8　千葉市
機械設備編 IX-21-1 「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業の」 を削除	第 21 章　機械設備設計業務委託 ① 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は，各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業の治水事業，道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。 2 業務委託料 業務委託料の構成 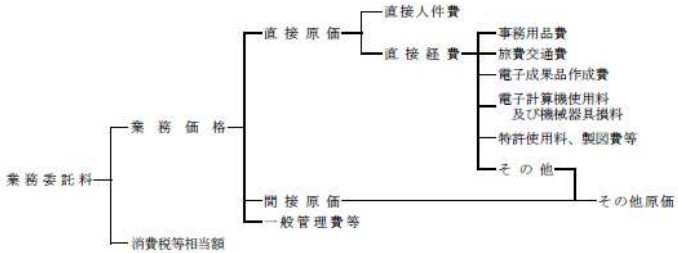 3 業務委託料構成費目の内容 3－1 直接原価 （1） 直接人件費 直接人件費は，業務処理に従事する技術者の人件費とする。 （2） 直接経費 直接経費は，業務処理に必要な経費のうち，次の 1）から 5）までに掲げるものとする。 1） 事務用品費 2） 旅費交通費 3） 電子成果品作成費 4） 電子計算機使用料及び機械器具損料 5） 特許使用料，製図費等 これ以外の経費については，その他原価として計上する。 （3） その他原価 その他原価は，間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。 なお，特殊な技術計算，図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費，業務実績の登録等に要する費用を含む。 3－2 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費，水道光熱費等の経費とする。 IX－21－1	第 21 章　機械設備設計業務委託 ① 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は，治水事業，道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。 2 業務委託料 業務委託料の構成 3 業務委託料構成費目の内容 3－1 直接原価 （1） 直接人件費 直接人件費は，業務処理に従事する技術者の人件費とする。 （2） 直接経費 直接経費は，業務処理に必要な経費のうち，次の 1）から 5）までに掲げるものとする。 1） 事務用品費 2） 旅費交通費 3） 電子成果品作成費 4） 電子計算機使用料及び機械器具損料 5） 特許使用料，製図費等 これ以外の経費については，その他原価として計上する。 （3） その他原価 その他原価は，間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。 なお，特殊な技術計算，図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費，業務実績の登録等に要する費用を含む。 3－2 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費，水道光熱費等の経費とする。 IX－21－1